

# 生産者のみなさんへ

農作物には**登録農薬**を使用し、その**使用基準**を守らなければなりません。

ラベルを  
よく読む

飛散  
防止

正しく  
記帳

違反をすると、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を科せられる可能性があります。

- 1 農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う。**  
(適用作物、適用病害虫、希釈倍数、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を必ず確認)
- 2 農薬の飛散防止を徹底する。**  
(周辺の農作物、住宅、風向きや風量に注意)
- 3 農薬の使用状況を正確に記帳する。**  
(使用年月日、農薬の名称、使用量、その他気づいたこと等)

～詳しくは、栃木県GAP規範で確認してください～

栃木県

# 農薬は適正に 使いましょう

## 農薬使用の基本

○農作物には、**登録農薬**を使う。

人が栽培している植物の総称  
(樹木や家庭菜園の作物等も含まれる)

ラベルを  
しっかり  
確認!!

農林水産省登録第〇〇〇〇〇号

殺菌剤 A B C 水和剤

成分 △△△ 15% ■■■ 60%  
性状 亜白色水和性粉末45μm以下

作物名	適用病害虫	希釈倍数(倍)	使用時期	本剤の使用回数	△△△を含む農薬の総使用回数	■■■を含む農薬の総使用回数	使用方法
トマト	灰色かび病	600~800	収穫前日まで	3回	3回	5回	散布
いちご	うどんこ病	600	収穫3日前まで	3回	3回	5回	

最終有効年月「西暦下2桁」 14.10

○農薬容器の**ラベル内容**(使用基準、注意事項)を確認してから使う。

有効期限  
2014年10月の表示例

適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数 等

## 安全・安心な農作物栽培のために

**農薬等の残留基準を超えた食品は販売できない**

- 残留基準が設定されている → 各々設定されている基準値
- 残留基準が設定されていない → 一律基準値(0.01ppm)

※安全・安心な農作物の栽培、出荷や販売のために、農薬を使う時は次のことに注意しましょう。

- ・自分が栽培する農作物に対し、**使用基準**を守る。
- ・近隣の農作物に対し、農薬の**飛散防止の対策**をする。

お問い合わせは

栃木県農政部経営技術課 ..... TEL 028-623-2286  
 農業環境指導センター ..... TEL 028-626-3086  
 又は最寄りの農業振興事務所